

## 1 白根農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

## 1 変更の概要

(1) 変更種別：除外

(2) 変更概要

付図番号	除外箇所	除外前の用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記地目)	除外後の用途
—	南区引越 字大割郷 677 番 4	農用地	法第 13 条第 2 項該当 具体的理由：露天製品置場、 残土置場、駐機場利用	614.30 m <sup>2</sup> (田)	作業施設用地
	南区引越 字大割郷 678 番 1			178 m <sup>2</sup> の内 120.71 m <sup>2</sup> (田)	
	南区引越 字大割郷 679 番			1,047 m <sup>2</sup> の内 708.85 m <sup>2</sup> (田)	

## 2 変更理由

## 【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市南区鷺巻地区において、露天製品置場等の建設を行うものである。

申出者は、新潟市南区引越地域において、土木工事、建築工事、管工事を行っており、主な営業範囲は新潟市南区内である。現在、他の地域で資材置場等を借地しているが、今後、返還しなければならない。また、工事には重機の利用や残土・資材置場が必要だが、現在使用している資材置場だけでは狭く、事業の継続に支障をきたしている。今後は、事業の拡大を計画していることから、以下の条件を満たす用地を確保するものである。

- ・資材運搬や重機の乗り入れが必要なことから、大型車の通行に支障を来さない道路沿線で整備すること。
- ・一体的な利用を考え、経営の合理化・効率化が図られる既存施設の近接地で整備すること。

こうしたことから、既存施設の近接地において、当該開発に必要な規模の土地を確保しようとするのであるが、計画地周辺には市街化区域がなく、また白根農業振興地域の農用地区域以外の土地についても適地が存在しないため、農用地区域内の土地を利用せざるを得ず白根農業振興地域整備計画を変更し、露天製品置場、残土置場及び駐機場用地を確保するものである。

## 3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図 2】および【詳細図 2】

## 4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況 (事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの)

該当なし

## 5 当該変更の経過

日付	事項
H28. 5.18	白根農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
H28. 6.20	白根農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
H28. 7.14	白根農業振興地域整備計画変更案に係る 1 1 条公告・縦覧開始
H28. 8.12	白根農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
H28.10.11	白根農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
H28.10.24	白根農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
H28.10.25	白根農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
H28.11.11	白根農業振興地域整備計画変更に係る 1 2 条公告（農振除外）